

令和5年度6月補正予算(No. 2)の概要

受益者負担の在り方の基本方針に基づく指定管理施設の利用料金の改定及び子どもの施設利用に係る利用料金の無料化に伴う指定管理料の増減額並びに顧問弁護士経費を計上するとともに、債務負担行為の設定を行うもの

□一般会計 **総額 431,000千円**

(以下、単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
338,528,000	431,000	338,959,000	402,175	28,825

*** 歳入予算**

			内 容
1 国庫支出金	2,175		地方創生推進交付金 2,175
2 繰入金	428,825		財政調整基金繰入金 28,825 市街地整備基金繰入金 400,000

*** 歳出予算の主なもの**

		主な内容
1 利用料金の改定に伴う指定管理料の増減額(11件) (各指定管理施設所管課)	19,403	令和5年10月からの利用料金改定に伴い、指定管理料を増額し、又は減額するもの
2 顧問弁護士経費 (麻溝台・新磯野地区整備事務所)	11,597	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約に係る調停事件について、代理人弁護士に対し、調停の成立に伴う謝金を支払うもの

*** 債務負担行為の補正**

【追加】		
1 指定管理経費(4件) (市民協働推進課、スポーツ施設課、高齢・障害者福祉課)		令和5年10月からの利用料金改定に伴い、債務負担行為の限度額を設定するもの
限度額	1,468,456千円(総額)	
期間	令和5年度から令和8年度まで	

□麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計

総額 400,000千円

(以下、単位は全て千円)

*** 歳入予算**

		内 容
1 繰入金	400,000	一般会計繰入金 400,000

*** 歳出予算**

		内 容
1 土地区画整理事業費 (麻溝台・新磯野地区整備事務所)	400,000	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約に係る調停事件について、調停の成立に伴う解決金を支払うもの